

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
01 北海道	100 札幌市	01100	4430005000543	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	扶桑苑				
(8)主たる事務所の住所	北海道	札幌市	北区篠路2条9丁目1番15号		
(9)主たる事務所の電話番号	011-803-4416	(10)主たる事務所のFAX番号	011-776-0607		
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス	http://fuso.jp		(14)法人のメールアドレス	info@fuso.net	
(15)法人の設立認可年月日	昭和34年3月1日	(16)法人の設立登記年月日	昭和34年12月16日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	8	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	300,000
-----------	---	-----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
本籍 嘉三 会社顧問		R3.6.24 ~ R7年度定時評議員会最終時	2 無	2 無	3
細川 正人 市議会議員		R3.6.24 ~ R7年度定時評議員会最終時	1 有	2 無	2
越前屋 廣明 団体役員		R3.6.24 ~ R7年度定時評議員会最終時	1 有	2 無	3
伊藤 貞三 法人役員		R3.6.24 ~ R7年度定時評議員会最終時	1 有	1 有	2
大竹 實 団体役員		R3.6.24 ~ R7年度定時評議員会最終時	2 無	2 無	3
伊藤 まち子 法人役員		R3.6.24 ~ R7年度定時評議員会最終時	1 有	1 有	2
大山 則夫 法人参与		R3.6.24 ~ R7年度定時評議員会最終時	1 有	2 無	3
坂口 嘉勝 会社参与		R3.6.24 ~ R7年度定時評議員会最終時	2 無	2 無	2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	7	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	4,095,000	1 特例有
----------	---	----------	---	-------------------------------	-----------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態				
田中 和男	1 理事長 R3.6.24 ~ R5年度定時評議員会最終時	令和2年9月8日	1 常勤	令和3年6月24日	法人役員	2 無	2 理事報酬のみ支給	1 有
小川 敏雄	3 その他理事 R3.6.24 ~ R5年度定時評議員会最終時		2 非常勤	令和3年6月24日	団体役員	2 無	2 理事報酬のみ支給	1 有
高田 研司	3 その他理事 R3.6.24 ~ R5年度定時評議員会最終時		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 無	2 理事報酬のみ支給	4
谷山 正司	3 その他理事 R3.6.24 ~ R5年度定時評議員会最終時		2 非常勤	令和3年6月24日	法人役員	2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無
藤本 欣也	3 その他理事 R3.6.24 ~ R5年度定時評議員会最終時		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 無	2 理事報酬のみ支給	2
森脇 宏	3 その他理事 R3.6.24 ~ R5年度定時評議員会最終時		2 非常勤	令和3年6月24日	会社役員	2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無
高橋 眞奈美	3 その他理事 R4.4.8 ~ R5年度定時評議員会最終時		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	2 無	2 理事報酬のみ支給	3
			1 常勤	令和4年4月8日	保育園園長	2 無	3 職員給与のみ支給	2 無
			3 施設の管理者			2 無		4

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	330,000
----------	---	----------	---	------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
高野 一夫	公認会計士 R3.6.24 ~ R5年度定時評議員会最終時	2 無	令和3年6月24日
牛坂 浩	団体役員 R3.6.24 ~ R5年度定時評議員会最終時	4 財務管理に識見を有する者(公認会計士)	3
		1 有	令和3年6月24日
		3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	4

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数		0	②常勤兼務者の実数	4	③非常勤者の実数	0
	常勤換算数		2.0	常勤換算数	0.0		
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数		113	②常勤兼務者の実数	4	③非常勤者の実数	27
	常勤換算数		2.0	常勤換算数	15.0		

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

令和4年4月8日	7	2	2	①理事の退任・選任承認 ②定款の一部変更
令和4年6月27日	8	2	2	①令和3年度 決算承認
令和4年12月23日	5	2	2	①令和4年度上半期事業報告・予算執行状況報告

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年6月10日	6	2	①令和3年度 事業報告・決算承認 ②定時評議員会の招集 ③就業規則の一部改正
令和4年8月19日	7	1	①柏葉保育園・二十四軒保育園の認定こども園移行準備 ②地域小規模児童養護施設みらい新築工事に係る競争入札
令和4年9月16日	7	2	(みなし決議) ①地域小規模児童養護施設みらい新築工事請負契約の締結
令和4年12月14日	7	1	①R4年度予算の補正 ②柏葉保育園・二十四軒保育園の認定こども園の認定申請 ③保育園運営規程の全部改正・組織規程の一部改正 ④臨時評議員会の招集
令和5年3月27日	5	2	①令和4年度予算の補正 ②令和5年度法人運営方針・各施設事業計画 ③令和5年度予算 ④苦情解決審査委員の選任 ⑤R5年度資金運用計画の策定

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	高野 一夫 牛坂 浩
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称						
		③事業所の所在地							④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積					
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)							
001	本部拠点	00000001	本部経理区分				扶桑苑						
		北海道 札幌市北区	北区篠路2条9丁目1番15号				3 自己所有	3 自己所有	昭和34年3月24日	0	0		
002	柏葉荘拠点	01020301	児童養護施設				柏葉荘						
		北海道 札幌市北区	篠路2条9丁目1番15号				3 自己所有	3 自己所有	昭和34年3月24日	98	31,977		
002	柏葉荘拠点	01020301	児童養護施設				はくよう一時保護センター						
		北海道 札幌市北区	新琴似5条14丁目5番6号				2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	令和3年9月1日	6	636		
002	柏葉荘拠点	01020301	児童養護施設				ひまわり						
		北海道 札幌市手稲区	新発寒7条9丁目4番2号				3 自己所有	3 自己所有	平成28年12月1日	6	2,185		
002	柏葉荘拠点	01020301	児童養護施設				すすらん						
		北海道 札幌市手稲区	前田12条10丁目15番20号				3 自己所有	3 自己所有	平成29年4月1日	6	2,190		

		イ大規模修繕								
		01020301	児童養護施設							
002	柏葉荘拠点	北海道	札幌市西区	平和3条7丁目3番47		3 自己所有	3 自己所有	令和3年4月1日	6	2,190
		ア建設費		令和2年1月31日	11,159,300	26,035,000	37,194,300	74,388,600		165,620
		イ大規模修繕								
		01020301	児童養護施設							
002	柏葉荘拠点	北海道	札幌市北区	屯田3条3丁目9番19号		3 自己所有	3 自己所有	令和4年4月1日	6	2,190
		ア建設費		令和4年2月1日	10,652,000	29,058,000		39,710,000		159,820
		イ大規模修繕								
		02091401	児童家庭支援センター							
003	児童家庭支援センター拠点	北海道	札幌市西区	平和3条7丁目3番47		3 自己所有	3 自己所有	令和3年4月1日	0	0
		ア建設費		令和2年1月31日	20,060,700	15,675,000	35,735,700	71,471,400		132,500
		イ大規模修繕								
		02091201	保育所							
004	柏葉保育園拠点	北海道	札幌市白石区	南郷通15丁目北3-12		1 行政からの賃借等	3 自己所有	昭和43年11月1日	120	24,916
		ア建設費		平成22年4月1日	37,142,000	161,011,000	60,000,000	258,153,000		1,038,100
		イ大規模修繕								
		02091201	保育所							
005	二十四軒保育園拠点	北海道	札幌市西区	二十四軒3条7丁目5-28-213		3 自己所有	3 自己所有	昭和50年10月1日	80	22,776
		ア建設費		昭和50年9月1日	23,675,000		0	23,675,000		444,650
		イ大規模修繕								

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2) 公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)			
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)						

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3) 収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)			
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)						

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4) 備考

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑨(その他)	学び支援事業	北区
	柏葉荘：外部NPOと協力した家庭環境・経済的な理由等により学習機会が不十分な中学生等への学習支援。	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	子育てセミナー	北区・白石区・西区
	柏葉荘・柏葉保育園・二十四軒保育園：園長・保育士・外部講師による子育てセミナーと個別相談。	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	子育て相談	北区・白石区・西区
	柏葉荘・柏葉保育園・二十四軒保育園：近隣住民の子育てに関する電話相談、対面相談による子育て支援。	

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	2 無
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	2 無
㊩第三者評価結果	3 該当なし
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	2 無

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	847,970,416
②施設・設備に係る公費（円）	50,092,814
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	420,062,391

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
児童養護施設 柏葉荘	令和3年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	無し
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

社会福祉法人 扶桑苑 役員名簿

(令和5年6月28日現在)

《 理事・監事 》

区分 役名	氏名	職業	自宅住所	役員就任年月日 (役員初就任年月日)
理事長	田中 和男	社会福祉法人 評議員	非 開 示	令和3年6月24日 (平成26年1月29日)
理 事	小川 敏雄	社会福祉法人 囑託役員		令和3年6月24日 (平成26年1月29日)
理 事	高田 研司	学校法人 理事長		令和3年6月24日 (平成26年1月29日)
理 事	谷山 正司	非常勤公務員		令和3年6月24日 (平成26年1月29日)
理 事	森脇 宏	障がい者支援団体 支援員		令和3年6月24日 (平成26年1月29日)
理 事	藤本 欣也	無職		令和3年6月24日 (平成26年1月29日)
理 事	高橋真奈美	保育園長		令和4年4月8日 (令和4年4月8日)
監 事	高野 一夫	公認会計士 税理士		令和3年6月24日 (平成26年1月29日)
監 事	大崎 茂己	社会福祉法人 常務理事		令和5年6月28日 (令和5年6月28日)

社会福祉法人 扶桑苑 役員名簿

(令和5年6月28日現在)

《 評 議 員 》

(任期 令和3年6月24日～4年以内の最終定時評議員会)

区分 役名	氏 名	職 業	評議員就任年月日 (役員初就任年月日)
評議員	本館 嘉三	会社顧問	令和3年6月24日 (平成18年1月29日)
評議員	越前屋廣明	団体役員	令和3年6月24日 (平成16年12月9日)
評議員	細川 正人	札幌市議会議員	令和3年6月24日 (平成18年1月29日)
評議員	伊藤 貞三	社会福祉法人役員	令和3年6月24日 (平成19年3月21日)
評議員	大竹 實	団体役員	令和3年6月24日 (平成22年1月29日)
評議員	伊藤 まち子	社会福祉法人役員	令和3年6月24日 (平成22年4月1日)
評議員	大山 則夫	社会福祉法人参与	令和3年6月24日 (平成22年7月1日)
評議員	石岡 敬典	会社参与	令和5年6月28日 (令和5年6月28日)

非 開 示

社会福祉法人 扶桑苑 役員等報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人扶桑苑（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬、旅費及び交通費（以下「報酬等」という。）の支給の基準を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の各号に定める報酬等を支給する。

(1) 非常勤の理事長

ア 報酬

月額12万円

イ 旅費

法人旅費規程による。

(2) 常勤の理事長

ア 報酬

月額27万円

イ 賞与

報酬月額を年2回

ウ 旅費

法人旅費規程による。

エ 交通費

法人給与規程による。

(3) 非常勤の評議員、理事(理事長を除く。)及び監事

ア 報酬

次の業務に従事する場合に1日につき1万5千円

(ア) 評議員会又は理事会への出席

(イ) 行政が実施する監査への立会等職務に関連する業務

(ウ) 監事監査の実施

(エ) 評議員選任・解任委員会への出席

(オ) その他理事長が必要と認める業務

イ 旅費

法人旅費規程による。

2 役員等には、前項に規定するもの以外の賞与、退職手当等一切のものは、これを支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、職員給与を支給されている職員が理事を兼ねる場合、職員給与以外のものは、これを支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給の時期及び手段は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号の役員等

ア 支給の時期

法人職員に対する給与支給日

イ 支給の手段

銀行口座への振込み

(2) 前条第1項第3号の役員等

ア 支給の時期

前条第1項第3号アに列挙する業務に従事した日

イ 支給の手段

現金渡し

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、その金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 法人は、この基準を、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この基準を改正し、又は廃止するときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(補則)

第6条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年9月25日から施行する。